

## ジャクソン期民主党の諸政策

清水 忠 重

【要約】 アメリカ史の上でいわゆる「ジャクソン時代」とは、およそ対照的な二つの時期、つまりモンロー執政期の「感情融和の時代」と一八四〇年代以降の南北戦争前夜の時期とを橋渡しするユニークな位置を占めている。この時期、北部・南部・西部なる三大セクションは各々独自の社会的・経済的發展を開始し、銀行・関税・公有地をめぐる多彩な論争を準備したが、また他方では、この時代は、旧来の政党体制が瓦解し、地域利害の投射を浴びつつ新たな政党対立が醸成された時代でもあった。この時期のアメリカは、政治的にも経済的にも新局面を迎えつつあったといえる。本稿では、ジャクソン政権が当時の緊急課題にどう直面し、またそれらを処理する過程でどのようなドラマ的・政策的矛盾を犯さざるをえなかったかを俎上にのぼらせることによって、そこから草創期民主党固有の特徴を探ろうと試みた。

史林 五五卷二号 一九七二年三月

### 一 はじめに

一般に合衆国の二大政党は、その政策上の傾向から、中央集権的な「連邦主義」の立場（国民共和党、のちの共和党）と、地方分権的な「州権論」の立場（民主党）とに区分されている。しかし、「ジャクソン時代」<sup>①</sup>（一八二八—一八四〇年）の民主党施政を問題とするとき、その政策的基調が一概には州権論的と規定しえないことがわかる。

大統領ジャクソンが政治生命を賭けて追求した政策には二つの局面がある。ひとつは「銀行闘争」と呼ばれるもので、ジャクソンが連邦主義者たちの圧倒的な反対を押し切って、合衆国の中央銀行を倒壊させ、通貨および銀行問題を各州政府の管轄下へと委ねた事件である。これと相前後して南部のサウス・カロライナ州が、州権論の立場から、自州内での

連邦法（保護関税法）実施を拒否する事態が起こったが、この局面に関しては、ジャクスンは激しい声明を発して、断固、連邦主義姿勢を固守する態度に出た。これら二つの事件はジャクスン民主党政権の絶頂期を飾るいわば冠石をなすものであるが、ここで示された対照的な政策姿勢とドグマ的な矛盾は、いったい何に起因するのであろうか。また、同政権の州権論とは如何なる構造を備えていたのか。これを問題設定としたい。

① 合衆国政治史上、第七代大統領アンドリュー・ジャクスンと彼の後継者マーティン・ヴァン・ビューレンの執政期は一括してこう称され

ている。

## 二 地域利害と民主党の形成

### 1 三大セクション

ジャクスン時代とは、地域的な利害対立の発生期であり、この間、北部・南部・西部なる三大セクションがそれぞれ独自の経済的發展を開始していた。この局面を、まず、概観しておこう。

建国当初の北部諸都市はいまだ産業革命を経験しておらず、少数の商業資本家たちによる沿岸・海外貿易がその主要業務をなしていた。しかし、一九世紀初頭の対外関係の緊迫化——なかでも出港禁止令（一八〇七年）と対英戦争（一八一二—一五年）——がヨーロッパの工業製品を遮断すると、状況は大きく変化した。かつての大商人たちの中には、巨額の海運業諸利益を一挙に企業部門へと切換えて、いちはやく転生を図るものも現われたが、建国期以来のこういった旧勢力はニューイングランド諸州において、依然顕著な存在をなしていた。これに対して、職人や農村出自の新興階層が初期産業資本主義の担い手として、特に中部諸州——なかでもニューヨーク州とペンシルヴェニア州——を中心に簇生してくるが、彼らも新たに北部実業界の重要な構成要素をなすにいたった。

これら新・旧両勢力は、官民提携の是非をめぐる、反目し合う関係に立っていた。ニューイングランドの旧勢力は、

建国期以来、連邦政府の賦与する特権や資金援助を享受しており、政府といわば利益提携の關係にあった。他方、ニューヨーク州などの新興階層の間では、既存の經濟秩序を不満とし、自由放任を唱える空氣が強かった。しかし、保護貿易の支持という点では、北部実業界に異論はなかったといえる。この地域の製造工業が、従来輸入品によって賄われていた部分を代替・自給化するにつれて、関税率引上げの要求も当然高まっていったが、英国製品が市場に氾濫した対英戦争直後の一時期、そして一八一九年に勃発した不況は、北部の保護貿易運動を本格的な段階にまで高めた。これ以後、織物業者や製造業者は国会への請願書において、再三再四、関稅修正を促すこととなる<sup>②</sup>。つまり一八二〇年代以降の北部実業界は、その内部に、官民提携と自由放任とをめぐる対立狀況をはらみつつも、保護貿易熱の高揚という点ではこれを一律に特徴づけることができる。

植民地時代以来、南部の沿岸低地ではプランター層が奴隷を使役して、タバコ・米・インディゴ等を栽培した。また内陸高地では、開拓小農民が家畜飼育や穀類の栽培に従事していた。当初、綿花はこの地域の主要作物の中には数えられていなかったわけである。しかし、産業革命期の英国で綿花需要が激増していた關係から、プランター層の經營関心もこれに刺激されて、次第に綿花栽培へと集中することになった。そして綿操機の發明（一七九三年）を機に、彼らは内陸高地にも新たに綿作地を進出させ、その過程で奴隷制の強化拡充を図るとともに開拓小農民を追散らして、南部經濟の同質化を達成した。こうした經濟變革の起点をなしたのは、サウス・カロライナ州とジョージア州である。一八世紀末—一九世紀三〇年代の綿花生産高の伸びはこの二州を中心としており、当時のある上院議員の見積りによれば、これら二州の綿花輸出額のみで「連邦における自余の諸州の輸出総額の半ば以上」を占めていたということである<sup>③</sup>。

ところで右の事情は、この地域が全域的な規模で単作地帯に転化した、ということを意味した。そして綿花以外のありとあらゆる生活用品を北部や海外に依存する度合いは極度に高まったが、それらを移入するにせよ輸入するにせよ、保護貿易政策は價格騰貴の原因となった。かくて一八二〇年代以降、南部のプランター層は關稅設定に関して北部資本家とは

正反対の結論に到達し、「北部の繁榮は南部の貧困化の上にならうと建てられている」という見解がこの地域で一般的となった。こうした風潮を背景に、サウス・カロライナ州が綿花王国の好戦的リーダーとして、南部政界の主導権を握るにいたる。南北両地域の対立点に関して、西部小農の立場はどちらかと言えば北部寄りであった。保護関税法案は「西部人民のお気に入り法案のひとつ」であり、原料品目（大麻・亜麻・小麦・糖密・羊毛）に対しては特に大きな関心が払われた。

しかしこの地域には、関税設定よりも、より根本的な固有の課題が控えていた。公有地の処分問題である。もともと植民地時代にはその無償交付が原則とされていたのだが、建国期に当って連邦政府は財政難克服の応急策として、公有地に一定の価格を設けた。そしてこの方式がその後も続行された。また、北部製造業の成長につれて資本家の間では、稀少な労働人口を確保しようとの目的から、価格引下げや無償交付に反対する傾向も生まれた。<sup>④</sup>しかし、こうした事情にもかかわらず、二〇年代のめざましい西漸運動によって西部諸州の人口が飛躍的な増加をたどると、無償土地運動も一挙に緊急性を帯びたものとなった。因みにこの運動の急先鋒におどり出たのはイリノイ州であったが、同州は一八二〇—一三〇年の間に一八五パーセントという驚異的な人口増加を記録している。<sup>⑤</sup>

さて、以上概観した「ジャクスン時代」の地域利害のうちで特に重要なのは南部と北部、つまり関税設定をめぐる南北間の対立と、官民提携をめぐる北部内での抗争である。当時の主要論点を形成したのもこの二つであったが、アメリカ史の流れの中にこうした利害状況を位置づけるとどうなるか。まず第一に言えることは、従来の階層対立が一方の側に資本家利益、他方の側に農民・プランターの土地利益という配置関係をなすものであったのに対し、ジャクスン時代には新興資本家勢力の登場によってそれが鼎立状態を現出するにいたった、という点である。また第二に、ジャクスン時代とは「感情融和の時代」と南北戦争前夜というおおよそ対照的な一つの時期を橋渡しする位置にあったと言える。つまり、「感情融和の時代」（一八一六—一八二三年）と呼ばれたあのモンロー執政期の和解的な状態が、この時代にはすでに遠のいていたことは確かであるが、また他方で、南北戦争前夜（一八四〇年代以降）と比較すれば明らかのように、この時代

の南北間の対立は奴隸制拡大の是非で激論が交されるほどには煮詰った段階に行きついておらず、北部新興勢力はいまだ全面的な発展を遂げてはいなかった。南北間の論争は関税設定というあくまで結果的・派生的な次元に限定されていたのである。こうした特殊性は当時の政治的局面にそのまま投影されることになるが、差当ってまず政党を検討しておこう。

## 2 民主党と国民共和党

建国期には二つの政党が拮抗状態にあった。ジェファソンの党とハミルトンの党である。この状態は、一八〇〇年を境に、前者の党による一党独走体制でもって置換えられるにいたるが、それもやがて内部分裂を露呈し、一八二〇年代半ばにいたって旧来の政党体制は事実上の終りを告げた。そして、ここから五つの派閥が現われた。各々の名称を、その指導者名に従って次のように——アダムズ派、クレイ派、ヴァン・ビューレン派、カルフーン派、ジャクソン派と名づけておこう。これらは前述した地域利害と、どのような対応関係にあったのか。

アダムズとクレイは、ともに北部の資本家旧勢力を代弁していた。アダムズはニューイングランドの出身者であり、いわばこの地域の寵児であった。保護貿易と官民提携の推進を二大骨子とする「アメリカン体制」はクレイの打出した政策構想であったが、アダムズの見解も基本的にはこれと同じであった。また同じく北部でも、保護貿易と自由放任を唱える新興階層は、ニューヨーク州出身のヴァン・ビューレンがこれを領導していた。これらの北部勢に対して、南部プランター利益の旗手を任じていたのがサウス・カロライナ州のカルフーンである。この政治家は一八二一年の時点では、アダムズから「かつて私が行動をとにしたこの国の政治家の中、他の誰よりも地域的・党派偏見から超然としている」と評されたほどの人物であったが、その後数年も経ぬまにもっとも過激な自由貿易論者へと転向し、南部の経済変化を端的に反映した。ジャクソンの名を一躍有名にしたのは、対英戦争末の輝かしい軍事的功績である。この將軍はたちどころにワシントンの再来として人気を博したが、出身州の関係からいって、特に西部民衆の間で衆望を集めていた。

新たな対立政党は、これら諸派閥の再編過程の中から形成された。一八二四年のアダムズの大統領選出を機に、彼とク

レーの一派とは融合をとげて国民共和党の発足となった。政策構想の類似性からいって、両派の歩み寄りも当然であったと言える。他方ヴァン・ビューレンとカルフーンの両派は、アダムズ施政の進展後まもなく、ジャクスンを擁立して民主党を結成し、一八二八年選挙の勝利をもって「ジャクスン時代」の開幕を告げる。つまり布陣状況は、一方の側にアダムズ・ブーケリーの国民共和党、他方の側にジャクスン・ヴァン・ビューレン・カルフーンの民主党、という形で定着したわけである。ところで、各派閥の支持層を考慮するとき、この政党編成はきわめて注目すべき様相を呈していたと言わねばならない。それは、北部の新興階層（ヴァン・ビューレン派）と南部のプランター層（カルフーン派）とが——北部旧勢力（アダムズ・ブーケリー派）に対抗して——共闘体制を組んだという点である。言いかえれば、民主党は後年の南北戦争で真向から衝突すべき背反的な階層を双脚として結成された、ということになる。なぜ、このような編成が生じたのであろうか。この時期、両者は関税設定をめぐる敵対的な関係にあったのではなかったか。政治的ドグマの側面から、この問題にアプローチしよう。

### 3 連邦主義と州権論

連邦憲法が制定されたとき、その解釈をめぐる二つの政治的なドグマが形成された。そのひとつがハミルトン派の連邦主義、つまり憲法を拡張解釈することによって連邦権力を強化拡大し、これを後楯にして商工業利益の増進を図ろうとする立場である。ハミルトン自身の言葉でいえば、連邦主義とは商工業利益を「政府の聡明なる援助と奨励によって有益に刺激」し、かつ「金持個人の利益並びに信用と、国家のそれとを結合」せしめんとする政策路線であった。<sup>⑦</sup> 事実ハミルトンは財務長官在任中、公債・銀行・製造業に関する一連の報告書によって具体策を講じ、それらを意欲的に実施した。これに対して、土地利益の側に立つジェファソン派は憲法の厳格解釈を主張して、いわゆる州権論の立場を次のように打出した。連邦政府の権限は狭く、他方、州の権利は広く解釈されねばならない。連邦政府が資本家に保護を加えたり特許状を与えたりする権限を、連邦憲法は認めてはいない、と。ジェファソン派の民主的農本主義者にとって、「最少の政治

が最良の政治」という自由放任主義の思想は、その経済政策の基調をなしていた。

連邦主義・州権論なる建国期のドグマは、これ以後、各時代の諸階層が具体的な課題を論議し態度表明するうえで必ず依拠する政治的バイブルとして継承されたが、「ジャクソン時代」の主要論点もこの伝統的な枠組に流し込まれて、次のように定式化された。

「保護貿易・官民提携＝連邦主義」

「自由貿易・自由放任＝州権論」

ヴァン・ビューレン派とカルフーン派が連合しえた原因は、「アメリカン体制」で示されたアダムズ・クレイの連邦主義路線に対抗して、これら両派が等しく州権論を標榜した点にある。

ところで、ヴァン・ビューレン派の州権論に関しては、若干の説明を必要とする。本来、北部の新興階層がその拾頭過程で直面したのはまずもって北部内での抗争、つまり官民提携如何の問題であったが、彼らが州権論の信奉者と化したのも実にこの過程においてであった。それはジェファソンの自由放任思想が論争上の有効な武器を提供してくれたからに他ならない。つまり「ジャクソン時代」にいたって、かつて、農民こそが「神の選民」であると述べた人物が、資本家から偶像視されるという風変りな現象が生じたわけであるが、こうした北部のジェファソン信徒たちが州権論の下に志向していたのはあくまで官民提携の排撃（自由放任）のみであって、彼らは南部人の主眼とする自由貿易に対しては全く否定的な見解しか抱いていなかった。つまりその州権論たるや、いわば二元的な州権論であったといえる。南部側の州権論者たち（カルフーン派）は、こういった点をなら認識してはいなかったようだ。彼らはヴァン・ビューレンとの合流に踏切った際、この北部人をして「州権論の熱狂的な支持者」と絶賛し、さらに言葉をかえて「南部の権利の有能にして公正無私なる高唱者」と呼び直したが、<sup>⑧</sup> 実のところ、このあとの呼び名は全然妥当しなかったのである。

のちに見るように、後年ジャクソン施政の方向舵を握るのは北部州権論者の側であるが、彼らのドグマの性格からして、

連邦主義者（国民共和党）との抗争は専ら官民提携の局面へと限定され、貿易問題は南部人による党内部からの突上げという形で現われてくることになる。北部州権論のこういった二元性が、なぜ、民主党の結成時に表面化しなかったのだろうか。

#### 4 対外問題と野党連合

一八二〇年代半ば、第六代大統領アダムズが就任演説と最初の年次教書において新政府の施政方針を明らかにしたとき、そこには「アメリカン体制」の政策構想が鮮明に盛込まれていた。年次教書には次のような提案も含まれていた。つまり、スペインから独立した中南米諸国がパナマで開催する予定の会議に合衆国代表を派遣せよ、という勧告である。この教書は、直ちに、当時分裂状態にあった野党三派の格好の攻撃目標となった。

後年ウェブスターが語ったように、ヴァン・ビューレンこそは一八二八年の「ジャクソン將軍の選出を成就するに当たって、この国の誰よりも」大きな貢献をなした人物であったが、この当時、アダムズ教書の批判を梃子にして、反政府勢力統合の気運を盛上げたのも彼であった。しかもその手法には、ある特徴的な用意周到さが備わっていた。それは、「あの当時、パナマにおけるアメリカ諸国の会議に代表団を派遣せよという提案ほど、大統領と上院の間で激烈過度な論議を呼び起こし、感情の昂ぶりを示した問題はなかった」というベントンの回想にも示されているように、ヴァン・ビューレンは教書内容の中から「アメリカン体制」や国内の地域利害とは直接係わりのない問題領域をことさら論戦対象に選びとった、という点である。ベントンは右の引用箇所にすぐ続けて驚いている。「これほど突然かつ完全に熱気が失われていった論議は、かつてなかった」と。だが、もともと人為的に煽られた熱狂が長続きするはずもなかったのである。

しかし、野党連合の一大画期をなしたのは他ならぬこの対外問題であった。これをもって「上院審議が終了したとき、近代民主党が形成されていた」と言い切ることではできないにせよ、大統領アダムズが鋭敏に察知したように、まさにパナマ問題こそは「クロフォード（＝ヴァン・ビューレン派）、ジャクソン、カルフーン諸派なる不協和な諸要素を統一的

な野党勢力へと連合させる」最初の契機をなすものであった。<sup>⑩</sup>このときヴァン・ビューレンは代表派遣の違憲性と外交関係紛糾の危険性をことさらに力説し、アダムズ提案は憲法拡張解釈の枠組すらはみ出すものであると論じ立てて、南部議員と州権論の立場において初の合意を取付けた。その際、国内利害の具体的な相剋は背後へと押しやられ、抽象的なドグマの次元で協定が成立することになった。

南部人が北部州権論の二元性を悟るにいたったのはジャクソン選出を目前に控えた二八年末になって、つまり、彼らが「唾棄すべき関税」と呼んでのちのちまで罵倒することになる関税法案が連邦議会を通過して以後のことであった。当時、議会の多数派は州権論者（民主党員）の側であったにもかかわらず、建国期以来最高の保護関税法案が可決され、一瞬、南部人をして啞然とさせたが、実はこの事態は決して偶発的なものではなかった。法案成立の経緯を検討しておこう。

## 5 唾棄すべき関税

一八二七年末、関税問題が緊急課題となるに及んで、連邦下院は製造業委員会を設置してこれに当らせた。そして二二年末、同委員会は構想議案の作成に着手したが、この作業の中心人物、そして後年「唾棄すべき関税」の起草者を自認した人物は、ほかならぬヴァン・ビューレンの腹心S・ライトであった。そして最終責任はヴァン・ビューレン自身にあったと言える。例えば、ボストンの「マサチューセッツ・ジャーナル」紙は次のように報道している。ヴァン・ビューレンは「委員会のジャクソン党メンバーを毎日、しかも一日数回呼び出しては彼らと会話を交えている。重要な事柄は、彼の知識と同意なしには、決してなされたり報告されたりしないそうである」と。ワシントンの「ナショナル・ジャーナル」紙はこれをもっと皮肉って報じた。「われわれは、万事がヴァン・ビューレン氏の監督下に調整されていることを知っている。関税等に関する限り、氏は（自州の）オールバニー立法部のやりくりから（さらに）一步進んで、御親切にも連邦議会の工作に没頭しておられるのだ」と。

二八年初頭、作成された法案は連邦下院にまず提出されたが、これをめぐる解釈は通説では次のようになっていた。第

一に法案起草者は、主として西部小農がその保護を要望していた原料品目（大麻・亜麻・羊毛・糖密等）に、法外な高関税賦課を試みた。第二に、そうすることによって彼らは、この保護関税法案が最終的には否決されるよう期待していた。と。以下、この二点に沿ってライトとヴァン・ビューレンの真意を確かめておこう。

まず第一の点であるが、すでに久しい以前からヴァン・ビューレンは地元ニューヨーク州の選挙民から幼少産業の保護を再三再四要請されていた。特に法案起草の直前、彼は次のような警告を地元の一幹部から受取っている。すなわち、もしも彼が今期国会で何らかの保護措置を講じないならば、それは「この州のジャクソン將軍の運動に測り知れぬ不幸を招き、われわれは来たる諸選挙で困難にして不確実な戦いを経験することになるでしょう」。それゆえ保護関税法「成立のために人力の限り」を尽してもらわねばならない、と。こうした選挙前の雲行きは決して看過しうるものではなかった。ライトが配慮したのも、まずもって、「毛織物工業のために誠実かつ公正なる保護税率を引き出す」ことであった。<sup>⑭</sup>

しかしながら、法案の議会通過を円滑ならしめるには、他品目の税率までも次々と釣り上げて、いわゆる偽装工作を施す必要に迫られた。つまり「製造業者に共鳴を抱くのあまり、農民を等閑視する」ことは許されていなかったわけで、原料品優遇の理由も実はここにあったと言わねばならない。ライトは「ペンシルヴェニア、ケンタッキー、オハイオのわが同胞たちが支持票を投じうる範囲内で、できるだけ高く」「あらゆる種類の毛織物製品」に高率賦課をまず試み、しかるのち、西部議員に「毛織物製品（の項目）を支持させるために」、糖密・大麻・亜麻等の税率を釣り上げた。また、鉄の税率は「ペンシルヴェニアとの関連における必要条件」としてはじき出された。いずれにせよ、原料品が最初からの主眼目では決してなかった。しかもこの法案は上院でさらにひとつの修正条項を加えられて、毛織物製品の保護は一段と強化された形をとったが、この成果をもたらしたのは他ならぬヴァン・ビューレン自身であった。彼は一七項目にわたる修正条項の中、毛織物条項に限ってこれを支持し、唯一の修正可決を成功裡にもたらしたのであった。<sup>⑮</sup>

第二の点に関しても、通説はあてはまらない。ヴァン・ビューレンには法案否決の意図など最初からなかったのであつ

て、地元における裏面工作にも、その一端は示されている。二八年初頭、ニューヨーク州議会は同州選出の国会議員全員に向けて「羊毛・大麻・亜麻の栽培業者と、鉄および毛織物の製造業者に対して完全の保護を与えるよう、関税修正すべく万全の努力をせよ」という注目すべき通達を発したが、これはヴァン・ビューレン自身の指令に基づいていた。<sup>⑧</sup> 法案成立の運びとなったとき、カルフーンを初めとする南部議員たちはまさに啞然とした口調で「法案をもっとも過激に非難していたまさに当の人達が、突如急旋回したかと思うと、最終採決ではわれわれと正反対の立場をとるにいたった」と憤慨し、「北部の裏切り」を口を極めて罵るにいたったが、こういった非難に対してヴァン・ビューレンは、「私の手は(州議会の)指令に縛られているので……」などという、手の込んだ弁解を繰返したのであった。<sup>⑨</sup> これを機に南部人が、彼州権論に大きな疑問を抱くようになったとしても不思議ではない。

- ② Frank William Taussig, *The Tariff History of the United States* (1930), pp. 68-73.
- ③ Frederick Jackson Turner, *Rise of the New West* (1906), pp. 47-48.
- ④ Raynor G. Wellington, *The Political and Sectional Influence of the Public Lands* (1914), pp. 1-10.
- ⑤ Turner, *op. cit.*, p. 70.
- ⑥ Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Jackson* (1945), p. 53.
- ⑦ Lee Benson, *The Concept of Jacksonian Democracy* (1961), p. 87; Schlesinger, *op. cit.*, p. 9.
- ⑧ Florence Weston, *The Presidential Election of 1828* (1938), p. 88.
- ⑨ *Ibid.*, p. 85.
- ⑩ Edward M. Shepard, *Martin Van Buren* (1899), pp. 130-131.
- ⑪ Robert V. Remini, *Martin Van Buren and the Making of the Democratic Party* (1959), p. 174.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 173-175.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 173-182; Taussig, *op. cit.*, pp. 98-100.
- ⑭ Weston, *op. cit.*, p. 131; Remini, *op. cit.*, p. 177.
- ⑮ Wellington, *op. cit.*, p. 12; Remini, *op. cit.*, p. 184; Weston, *op. cit.*, p. 131.

### 三 与党内での諸動向

#### 1 ジャクソンとヴァン・ビューレン

一八二八年選出のジャクソン大統領について、その性格を若干見ておこう。彼の旺盛な闘争本能、そして情容赦なく敵

に立ち向かう態度などについては、すでによく指摘されるところである。だがそれと同時に次の点、つまり味方に対しては極めて寛容で、また側近者の助言等には進んで耳を傾ける人物でもあったという側面を見落してはならない。因みにヴァン・ビューレンは述べている。「かつて私は、これほど独断性の少ない人物に出会ったことがない。どんな論題を持出されても、彼は当然の義務として、かつ無類の喜びとして、それに忍耐強く耳を傾ける人であった。……これと同様、彼は自分の過誤を認めるのもまた早かった」と。新大統領は口巧者たちの傀儡になるのでは、という噂もすでに就任時に流れていた。これに対してヴァン・ビューレンはどうか。彼は合衆国で党派争いをもっとも複雑かつ熾烈なニューヨーク州政界で早くからその政治的手腕を練摩し、当時の人々から、「オールの音をひそめて目標に漕着ける」ことができると思われたほどの策謀家で、単純朴訥なジャクスンとはおよそ対照的な人物であった。本来、ニューヨーク州の職業政治家たちは決して自己の手の内を見せず、どこに究極の真意があるのか分らぬように事を進めるが、ヴァン・ビューレンはとりわけこの術に長じていたようだ。：Red Fox "Little Magician" などという彼の渾名がこれを示している。<sup>⑦</sup> 大統領

ジャクスンの決断がこうした人物の助言や政見に影響されやすかったであろうことは推測に難くない。

ジャクスン選出は三つの派閥を支柱としていた。この中、ジャクスン本来の追従者からなる西部派にはいずれも凡庸な人物ばかりで、党内主流派をなすにはほど遠い存在であったが、カルフーン麾下の一派は中央政界でも著名な政治家たちを数多く擁しており、党に対する指導力と影響力の面で当初ももっとも有望視されていた。大統領の後継者問題でも、当初ジャクスンの意向がカルフーンにあることは、ヴァン・ビューレンですらこれを認めていた。しかし、政権発足後ほどなくして施政の舵を握ることになったのはヴァン・ビューレンの一派であった。これを決定づけた事件を次に見よう。

## 2 カルフーン派の失脚

首都の社交界で、二九年初頭、ある些細な事件がもちあがった。カルフーン派の閣僚夫妻が陸軍長官イートン夫人を、その出自などをとりあげて誹謗し、上流社交界からつまはじきした事件である。当時の観察者達の証言から判断して、こ

これはイートン入閣に対する南部人の抗議運動であったようだが、この関係たるやテネシー時代以来のジャクソンの相談相手であり、またジャクソンたつての要望により入閣した人物でもあった。したがってカルフーン派閣僚の態度は大統領の自尊心を大いに傷つけることとなったが、このときヴァン・ビューレンはイートン夫妻のためにことさら晩餐会を催すなどして、巧みに大統領の信任と歓心を買う態度に出た。続く翌三〇年の春、ヴァン・ビューレンの一味はセミノール戦役中（二八一八年）のカルフーン発言を大統領の前で暴露し、両者の関係を一層険悪なものにした。その発言たるや、当時陸軍長官の地位にあったカルフーンが、ジャクソン將軍のフロリダ侵入を処罰すべき暴挙であるとして、激しく罵倒したものであったが、どういうわけか、当時ジャクソンは自分を閣議の席上ただひとり弁護してくれたのがこの人物であったと思ひ違ひしていたので、改めて真相を知ったとき激怒してしまった<sup>⑮</sup>。

こうした出来事の経過と歩調を合わせて、南部勢力の後退が具体的な形をとって現われた。三〇年末、民主党の公認機関紙はカルフーン派の「テリグラフ」紙から、ヴァン・ビューレン寄りの「グローブ」紙へと切換えられた。また翌年春の内閣改造で、それまで閣内でもっとも優勢を誇っていたカルフーン派が完全に一掃された。同派は南北の主導権争いに完敗を喫したわけである。大統領ジャクソンは二九年末の年次教書で「唾棄すべき関税」に事後的な承認を与えたが、これ以後、税率引下げがジャクソン政権によって提案されることはなかった<sup>⑯</sup>。

### 3 サウス・カロライナ解釈

話は前後するが、「唾棄すべき関税」が法律となったとき、カルフーンは「サウス・カロライナ解釈」という文書起草して、これを次のように激しく論難していた。連邦政府の関税政策は財政上の収入のみを目的とすべきであり、税率は純粹に補足的な性格のものでなくてはならない。二八年関税法と保護貿易制度一般は「違憲・不平等かつ抑圧的」なものであり、それは南部人をして「その制度の農奴」と化し、「その苦役からは、単に国庫に支払われる租税のみならず、製造業者とその利益仲間どもを豊かに報いる資金までもが調達されている。彼らの高翔は、われわれの零落である<sup>⑰</sup>」と。

この文書において、カルフーンは州権論をより過激な形で展開し、いわゆる無効宣言の理論を打出すことよって南部側の窮境打開策を提示した。彼は主張する。連邦政府と連邦憲法の制定は、各州をその当事者とする契約である。独立した政治的主権団体を構成するのは個々の州であって、一全体としてのアメリカ人民なる団体概念は成立しえない。連邦政府の諸施策が憲法の字句と抵触するものであるか否かの最終判定権は、連邦政府にはなく州の側に、つまり契約の当事者にして主権者たる州の側にある。したがって、もしもある州が、何らかの法律によつて憲法上の諸権利を侵害されたと判断する場合には、その州はその法律の無効なることを宣言し、自州内での法の実施を拒否する権利をもっている、と。

この無効宣言の理論において、「唾棄すべき関税」法がカルフーンの念頭に置かれていたことは明らかであるが、しかし「サウス・カロライナ解釈」は二八年末に州議会に提出されただけで、起草者名は伏され、公式に採択されたわけでもなかった。その理由は、当初南部の指導者たちがジャクスン新政府に期待を抱いていた、という点にある。つまりジャクスの後継者として、ゆくゆくはカルフーンが大統領職に就くであろうという楽観、またさし当っては優勢な閣内勢力を背景に南部利益の増進を——つまり関税率下げを——図りうるという自信、が当初あったからである。だが、そればかりではない。すでに見たように、彼らはむしろ党内主導権争いには一敗を喫したわけだが、だからといってその時点で無効宣言理論が実地に移されるということにはならなかった。この理論と並んで、今ひとつの政治的活路が南部人の眼前には開けていたからである。

#### 4 南部—西部同盟

カルフーン派はジャクスン施政の開初点に西部の一動向に着目し、これに支援の手をさし伸べていた。イリノイ州知事エドワーズの唱導する無償土地運動である。一八二八年一二月、同知事は州議会宛てのメッセージで公有地問題を取上げて、これを次のように論じていた。連邦加入後の西部新州はあらゆる点で東部旧州と対等であり、「旧州と同じ主権・自由・独立を有している」。西部新州の公有地は連邦政府がその管理権を有す、とするがごとき規定は憲法には見当らない。

連邦政府のそのような権利は、期間的に言つて、新州の連邦加入時以前の時期までに限定されているのである、と。つまりこれは、公有地を無償交付せよという要求であった。メッセーシの直後、カルフーン派の「テリグラフ」紙は直ちに「同知事の有能なる論議」を取上げた。そして、「（そこで）実に見事に展開された問題は大きな重要性を帯びて」おり、また「われわれが多年抱いてきた」見解でもあった、と述べて全面的な賛意を表した。ここで南部側が目論んでいたのは南部と西部の地域利害の取引、つまり南部は公有地問題では西部側に譲歩するが、その代償として北部との関税闘争に際しては無償土地論者の支援を仰ごう、という魂胆であった。カルフーン派の政治家たちは「南部と西部の盟友」を確保せんとして、西部人が「公有地問題を前面に押し出して……新聞紙上で論議を巻き起こし、それを持続的に展開する」ことを切望していた。このように、公有地なる問題局面を主要論点にまで持上げて、自由貿易と無償土地を基幹内容とした州権論路線の確立を目指すという政策構想は早くからカルフーン派の一展望をなしていたが、北部人との党内抗争に敗退して以後、彼らは改めて同盟関係の補強作業に全力を傾注し始めた。

そして折しも連邦議会において、その好機が到来した。この起りは二九年末、国民共和党員のフットが上院で、公有地の売却を現在すでに公売に付されている部分に制限することの可否を調査せよ、という決議を提出したことに始まる。これは北部資本家の立場をことさら婉曲に表現したものであったが、西部議員ベントンは直ちにその真意を読取った。「工場は低賃銀で働く貧困階層を必要としている。だがこれらの階層は西部移住と土地の獲得を望んでいる」。それゆえ「いかにしてこれを食い止めるか、つまり貧困階層がかような邪道に陥るのをいかにして防止するか」——これが北部側の一貫した基本姿勢をなしている、と。このベントン演説に続いてサウス・カロライナ選出のヘインが立ち上がり、これと同じ主旨の北部攻撃を加えた。そして「各州領域内の公有地管理権が適当な時期に（西部諸州へと）賦与される」よう西部人さながら強く要請した。

こうした連邦議会での論戦を機に、公有地問題は三〇年初頭に至って新聞紙上の主調音と化し、一躍脚光を浴びること

になった。「公有地問題は、かつてわれわれの公衆討論を煽った中でも、もっとも重大な諸問題を提起しつつある」という声は、北部でも南部で一様に聞かれた。また、連邦議会での南部側の全面的な西部擁護論が、同盟推進の一環として展開されたのだということも、すでに世間一般の広く知るところであった。因みに、ニューヨーク州の「デイリー・アドヴァタイザー」紙は述べている。「ヘインの発言は、カルフーン氏とその党派が西部と協同して形成を企てつつある同盟への糸口を充分与えるものであった」と。ところで、さらに重要なことに同紙は次のような点をも併せ指摘した。「カルフーン氏は来たる大統領選挙では専ら西部の公有地問題を十八番にする予定らしい」と。この観測は的を射ていたと言わねばならない。事実カルフーンは、この時期、同盟勢力を後楯にして次回大統領選には彼自ら出馬する決意と準備を固めつつあったからである。三〇年四月末、彼の腹心は伊利ノイ州のエドワーズに宛てて書き送っている。「……ジャクソン將軍は候補者たりえず、南部と西部の候補者としてはカルフーンの方が適任かと存じます。……カルフーン氏は日ごとに勢力を拡張しております。……氏は関税と西部公有地なる論点に依拠して南部を糾合するでありましょう」<sup>⑳</sup>。

カルフーン派は民主党政権の関税政策に失望し、主導権争いにも苦杯をなめたが、新たに無償土地論者を動員することによって、ジャクソン・ヴァン・ビューレン体制自体にトータルにとって代ろうとする大々的な巻返しを企てつつあった。ヴァン・ビューレンを領袖と仰ぐ与党主流派の連中は、一方では、こうした不満分子による関税面での突上げにさらされていたわけだが、他方ではまた野党との論戦をも控えていた。後者については節を改めて論じよう。

⑲ Schlesinger, *op. cit.*, p. 39.

⑳ *Ibid.*, p. 39.

㉑ M. Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Parties* (1902), vol. II, pp. 42-44; Weston, *op. cit.*, p. 84.

㉒ *Ibid.*, p. 71; R. ホーフスタッター『アメリカの政治的伝統』、一九五七年刊、田口・泉訳、九八頁。

㉓ Schlesinger, *op. cit.*, p. 54; Samuel Rhea Gammon, Jr., *The Presidential Campaign of 1832* (1922), pp. 80-81.

㉔ Wallington, *op. cit.*, pp. 13-22.

㉕ Glyndon G. Van Deusen, *The Jacksonian Era* (1959), p. 38, pp. 45-46.

㉖ *Ibid.*, pp. 29-31.

## 四 与野党の抗争

## 1 第二合衆国銀行

二八年選挙でアダムズが敗北してのち、国民共和党はクレイを指導者と仰ぐことになった。そして本来この党は「アメリカン体制」において二つの政策を、つまり保護貿易と官民提携の推進とを掲げていた。ところで、すでに見たように民主党政権が南部人の不満をよそに「唾棄すべき関税」法に何ら変更を加えようとしなかったため、与野党の争点も専ら官民提携の局面へと限定されることになった。当時、この課題をもっとも集約的な形で具現していたのは第二合衆国銀行と呼ばれる特権体である。

この中央銀行は、対英戦争時に連邦政府が財政的窮乏に陥った際、ジョン・ジェイコブ・アスターを初めとする当時最富裕の商業資本家たちが政府に再三再四働きかけた結果実現したもので、財務長官ハミルトンが建国期に創設した第一合衆銀行の理念をほぼ継承するものであった。この銀行は、政府と資本家との間のクレディット媒介機関を演じており、官民提携のいわば要石の位置を占めていた。ハミルトンの言葉でいえば、これは「政府を支援し協力することが金権階層にとって直ちに利益となる」ような財政政策の一環として案出されたものであった。第二合衆国銀行が幾多の特権を賦与されていたとしても不思議ではない。政府預金はすべてこの銀行に保管されたし、この巨額の公金を同行の営業目的に無利息で使用することも許可されていた。また、資本金三、五〇〇万ドルのうち五分の一は政府出資であった。<sup>⑤</sup>

「合衆国銀行の権力行使によって破滅させられないような銀行はほとんどない」。「単なる権力ということについては、私はいかなる大統領の日常的に享受しているよりもはるかに強大な個人的権威を、この数年間、日々行使してまいりました」<sup>⑥</sup>。ときの銀行総裁ビドルはこのように豪語したが、これは決して誇張ではなかった。その莫大な資本金と巨額の政府預金のゆえに、この銀行は唯一最大の金融機関として、無数の中小銀行や企業全般に絶対的な影響力を及ぼしえ、

また物価や信用量を全面的に支配することができた。こうした特権体は北部旧勢力にとってはまさに堅固な牙城であったと言えるが、新興階層にとつてはまさに打倒すべき攻撃目標と同義であった。ただ単に、それが特権と独占の象徴的存在であったというばかりではない。それは実際問題として彼らの躍進を阻んでいた。金融部門が実業の中核部位を占めている以上、この面での差別や抑圧はまさに死活問題を意味していたからである。

第二合衆国銀行は一八一六年四月一〇日の法律で認可されたとき、特許状によって二〇年間の営業期間を保證されていた。ジャクソン執政期にさしかかった頃、特許満了期もすでに数年後にさし迫っていたわけである。再特許獲得のためには連邦議会と大統領の承認が再び必要とされたが、ジャクソンは二九年末の年次教書でこの点を取上げて、「この銀行を創設した法律の合憲性は……国民の多くの者から疑問視されている」として、州権論の立場から明らかに否定的な言及を試みた。翌年の教書でも、この批判は繰り返された。もともとジャクソンは、その個人的な経験からして、銀行一般に疑問を抱いていた。「ジャクソン將軍の反感は、ことさら合衆国銀行に対するものではなく、およそ銀行と名のつくものならすべてのものに向けられて」いたのである。しかし、その漠然たる疑惑感をもつばら中央銀行へと向け、かつその論拠を州権論でもって裏打ちさせたのは、ヴァン・ビューレンを初めとする大統領の側近者たちであった。

いわゆる「銀行闘争」とはジャクソンのこうした年次教書を皮切りに開始され、その後、再特許法案の拒否・政府預金の移管へと発展していくが、こうした経過を取り扱うに先立って、われわれは与党主流派の州権論「自由放任のドグマにいま少し検討を加え、これをより明確な形で定式化しておこう。結論を先取りしていえば、それはこの局面でも二元的な性格を備えていた、つまり、北部州権論者たちは連邦次元では合衆国銀行に代表される官民提携を大々的に峻拒排撃していたが、州行政の次元ではおよそ裏腹の政策に没頭していたといえる。北部民主党勢力がもつとも優勢を誇ったニューヨーク州を例にとつて、これを示そう。

## 2 ヴァン・ビューレン派の州行政と反メーソン党の誕生

ヴァン・ビューレンは Albany Regency と呼ばれる卓越した政治機構を設けて、地元の政界を統率していた。これは一政敵をして「これほど強力な政治機構は、いかなる州郡にも、否、首都にさえ、かつて存在したためしがない」と言わしめたほどのものであったが、その「影響力と威力」とは銀行企業との密接な結びつきの中に潜んでいたと言わねばならない。当時、銀行（州法銀行）を經營するためには、州政府の發行する設立特許状を必要としたが、Albany Regency のメンバーたちは民主党系の經營者のみにこれを与えて、排他的な育成方針をとっていた。特に彼らは「Mechanics' and Farmers' Bank を所有するオールバニー市の金権貴族と結託し」、その銀行を「Albany Regency の財政機構」としていた。そして二九年には、同行を盟主として安全基金制度と称する全州規模の銀行制度を発足させ、従来の州政府と州法銀行との結託関係を組織的・原理的な段階にまで高めるに至った。ジャクソン時代の開幕時に当って、ヴァン・ビューレンは知事職を僅々数週間務めたのみで首都に向かい新政府へと入閣したが、この短時日のうちに彼が手がけた唯一の仕事こそ、この制度の設置であった。それも、合衆国銀行に向けて「憲法侵害の巨大なる先駆」という攻撃を加えた直後のことである。したがって、地元の政敵から次のような批判が出たとしても不思議ではない。すなわち、安全基金制度は「合衆国銀行に反対し、その制度にとって代るために」樹立されたものであった。「民主党員たちは連邦議会ではあらゆる銀行業に反対を唱えたが、州においては銀行業を極限にまで推し進めた」と。<sup>②</sup>

有料道路や運河建設などのいわゆる内陸開発事業にも、民主党州政府は深く関与していた。例えば一八二五年に完工したエリー運河である。これは五大湖周辺の西部地域と大西洋沿岸地域とを結ぶ商品輸送路に一大新機軸を画すもので、これによってエリー湖畔のバッファロー市からニューヨーク市に運ばれる貨物のトン当り輸送費は一〇〇ドルから八ドルへと下ったが、さらにその影響力は全国的な範囲にまで及んだ。他の運河や有料道路の使用料金は、すべてこの運河の影響を受けたし、また二七年にはジョージア州知事トループが次のように述べた。西部ニューヨークの小麦が、すでにサバナ市場でジョージア産小麦にとって代りつつある。土壤の肥沃度や気候の温暖さをもってしては「五対一」という輸送費の

相違」と太刀打ちしえないからである、と。エリー運河起工当時、合衆国の運河総距離数は一〇〇マイルにも満たなかったが、エリー運河はこれだけで三六四マイルの長距離を誇り、世界最大の規模を擁していた。この大事業をなすに当って、ニューヨーク州の実業人たちは連邦政府の資金援助は一切あおがず、州政府を中心に完遂したのであった。

ジャクソンの有名な拒否教書のひとつに、エリー運河と関連させて考慮すべきものがある。三〇年五月、メイスヴィル道路企画に国庫援助を与える法案がクレイの精力的な後押しによって連邦議会を通過したことがあったが、このとき大統領は直ちに拒否教書を発して法案をつぶしてしまった。拒否理由として挙げられたのは、連邦政府が内陸開発事業に加担するのは違憲であり、それはむしろ州政府の管轄下に属す、というものであった。国民共和党員スタンベリーもこのとき指摘したように、この教書はジャクソン自身の見解というよりは、むしろ「かの偉大なる魔術師」(ヴァン・ビューレン)のそれを表明したものであったと言わねばならない。<sup>④</sup>

要するに、合衆国銀行への反対が安全基金制度の樹立によって裏打ちされていたように、メイスヴィル道路法案の拒否はエリー運河建設と表裏一体をなしていたわけである。新興階層の代弁者たちが自由放任を高唱したのは専ら首都の中央政界においてであって、州次元ではむしろ意欲的な官民提携を施行していた。資本家階層が自己の利益増進を図ろうとする場合、従来は連邦政府に依拠するのが伝統的な態度であったが、新興勢力は州政府を足場として跳躍を試みたのであり、ジャクソン時代の特徴は、州政府の役割が大幅に拡大されたという点にある。

ところで、州規模での連邦主義路線は大きな弊害を州内部に生み出した。内陸開発における州政府と特定の民間企業との結託は、しばしば、州民の要望を無視した運河・有料道路網の開発となって現われたし、またそれらの使用料金の一方的な値上げを許すことにもなった。ニューヨーク州の西部地区では Chenango Canal の建設が求められていたが、Albany Regency はそれに耳をかきず、エリー運河の使用料引上げを企てた。州法銀行をめぐる官民提携の弊害はもっと大きかった。合衆国銀行は「巨大な規模で害悪を及ぼす恐るべき怪物であるが、州法銀行は多数の小羊に過ぎない」と民主党員

たちは主張していたが、むしろ彼らこそ「州の金融制度全般に対して、実に危険な影響力を及ぼし」ていた。特にその筆頭をなしていたのが「Mechanics' and Farmers' Bank」である。「M & F Bank」の業務に関する知識を多くもたずしてはこの州の西部諸銀行の繁栄が、いな存立さえもが、同行といかに密接不可分の関係に置かれているか、想像すらつきませんとヴァン・ビューレンの息子が語ったように、この安全基金制度の親銀行は西部地区の金融界では特に大きな支配力をふるっており、健全業務を理由としては同地区の投機熱や膨脹に対してしばしば一方的な抑圧を加えていた。<sup>⑭</sup>

こうした経済支配に対する非特権階層の不満感が、反メーンソン党と称する反民主党勢力の抬頭を促したのは当然であった。この党はニューヨーク州西部地区を起点として、ヴァモント、マサチューセッツ、コネティカット、ロード・アイランド、ペンシルヴェニア等の隣接諸州にも未曾有の速度で党勢を拡張したが、特にペンシルヴェニア州での躍進ぶりには目覚しいものがあつた。二七年の時点でニューヨーク州の反メーンソン党は、国民共和党の一二名に対して、一五名の下院議員を州議会に送り込んでいたが、三一年には三〇名（国民共和党六名）を記録するまでになった。ペンシルヴェニア州では二八年には一名の代表も持っていなかったが、三二年には下院議員一〇〇名中三二名を占めるに至つた。つまりこの党は北部民主党勢力の牙城をなす二大州で、国民共和党に代る反対勢力にのし上つたわけである。そして折しもヴァン・ビューレンらが首都の政界で合衆国銀行を「怪物」呼ばわりしていたころ、彼の地元では反メーンソン党員たちが「Mechanics' and Farmers' Bank」を「小怪物」呼ばわりして、州の独占体制を槍玉に上げていた。<sup>⑮</sup>

⑭ Schlesinger, *op. cit.*, p. 10, pp. 74-76.

⑮ ホフスマッター、前掲書、八一頁。

⑯ Bray Hammond, *Banks and Politics in America* (1957) pp. 329-339, pp. 369-376, p. 381.

⑰ *Ibid.*, pp. 556-563.

⑱ Noble E. Whitford, *History of the State of New York* (1934)

(Alexander C. Flick ed), vol. 5, pp. 330-334.

⑲ Van Dusen, *Life of Henry Clay* (1937), pp. 237-238; Gannon, *op. cit.*, p. 58.

⑳ Charles McCarthy, *Anti-Masonic Party: A Study of Political Anti-Masonry in the United States, 1827-1840* (1903), pp. 390-393, pp. 406-408; Remini, *Andrew Jackson and the Bank War* (1967),

p. 89; Willburn, *Biddle's Bank: The Crucial Years* (1967), p. 115; Lee Benson, *op. cit.*, pp. 48-50, pp. 90-91; Hammond, *op. cit.*, p. 392.

② McCarthy, *op. cit.*, p. 374, p. 411, p. 429, p. 450; Van Deusen, *Thurlow Weed: Wizard of the Lobby* (1947), pp. 63-64, p. 82.

## 五 諸論点の総決算

### 1 公有地、関税および第二合衆国銀行

一八三二年の大統領選挙を前にして、国会では三つの課題——公有地・関税・第二合衆国銀行——が矢継ぎ早に審議の焦点となった。各地域の最重要課題が、集約的な形をとって表面化したわけである。

公有地と関税に関する法案は南部・西部同盟の働きかけによって、対の形で国会審議に持ち込まれたもので、カルフーン出馬の成否もこれらをいかに有利に解決しうるか、にかかっていたと言える。だが、実際の審議経過は同盟側の期待通りには進展しなかった。それは、ペントン提出の（公有地価格）逓減法案が二一票対二四票をもって上院で否決されたことに始まる。反対票を投じた三名の南部議員が支持派に回っておれば問題はなかったわけだが、とにかく決定的な時点で南部票が欠如したということは、西部議員を絶望的にさせた。そして関税問題ではペントン以下の西部議員が南部人を見捨てるという逆の事態が生じ、ここから、税率引下げはまたもや阻まれて、三二年の保護関税法案が成立の運びとなった。この法案は、国民共和党のアダムズがジャクソン政府と協力して作成したもので、課税品への平均税率は「唾棄すべき関税」よりは引下げられていたが、それは茶・コーヒーなどの国内で生産されない物品に低関税賦課の態度をとったからに他ならず、外国製品との競争を控えた綿および毛織物・鉄などの工業製品には相変らず重課していた<sup>④</sup>。

こうした関税法の成立、そしてそれを終止符とする南部・西部同盟の解体は、党内反主流派の突き上げが完全に破綻したことを意味した。そしてカルフーンの選挙運動も、これとともに挫折してしまった。今や南部の指導者は、かつて彼が「サウス・カロライナ解釈」で提示した無効宣言の理論を実地に移す以外に方途を見出しえなくなった。

ジャクソンが第二合衆国銀行の合憲性と有用性を問題にした第二次年次教書の段階で、彼がこの銀行に再特許状を与える意思のないことは、ほぼ判明していた。しかし銀行総裁ビドルは、三二年一月、国会に再特許申請を決意するに至った。これは国民共和党のクレーの勸奨に従ったものである。以前からビドルは有力議員に対して寛大な情実融資を行っていたが、再特許法案が議会上程されると、彼は自らワシントンに乗り込んで裏面工作に奔走した。そして法案は二八票対二〇票で上院を、一〇七票対八五票で下院をそれぞれ首尾よく通過し、今や必要なのは大統領の署名のみとなった。

しかし、七月一〇日、ジャクソンは拒否教書を以てクレー・ビドルへの回答とした。州権論の立場から、彼は従来通り合衆国銀行の合憲性に疑問符をつけた。また銀行株の四分の一が外国人の手中にあることをも指摘し、それは合衆国の自由と独立を脅威にさらすものであるとした。そして最後に彼は大衆煽動的な響きをこめて、次のように力強く宣言した。

「金持と権力者とが余りにもしばしば彼らの利己的目的へと政府の行為をねじまげてしまうのは遺憾なことである。……すべての人間は法の保護を平等に受ける資格をもっている。しかしその法が、これらの自然で正当な恩典に人為的な差別をつけ加え……金持を一層富まし、権力者を一層強力にしようと試みる場合には、同じような恩典を自ら確保するだけの時間も手段も持たない社会の下層階級——農民・職工・労働者——は政府の不正に苦情をいう権利をもっている」。

この拒否教書が投ぜられたのは、あたかも大統領選の最中においてであった。政府与党の「グロープ」紙はこれを「第二の独立宣言」だと触れ回り、大統領の行為は「金権貴族制」と「アメリカ貴族の温床」に対する果敢な挑戦であるとして大々的に論じ立てた。こうした告発姿勢が当時の選挙民、特に新有権者層にとって大衆受けのするものであったことは明らかである。秋の選挙はジャクソン二一九票対クレー四九票という、およそ類例のない大差をもって幕を閉じた。

## 2 サウス・カロライナ人民への布告

サウス・カロライナ州の指導者たちは大統領選挙には何らの関心も示さなかった。彼らは、三二年一月一九日、特別会議を召集して無効宣言条令を可決し、二八年と三三年の関税法の施行を断固拒否した。そして、もしも連邦政府がサウ

ス・カロライナ州に武力的抑圧を加える場合には、「以後この州は他州人民との政治的結合を保持すべき義務より解放され、直ちに独立した政府を組織することになろう」と宣言した。州議会は武器購入の資金を調達し、義勇兵を徵募した。こうした南部人の挑発は大統領を大いに激怒させた。しかし二月二〇日に発表された彼の「サウス・カロライナ人民への布告」は、あくまで冷静さを取繕って南部人の挙動を戒めるものであった。無効宣言条令は連邦破壊を志向するに等しい。州が連邦法の無効を宣言しうるとする想定は「連邦の存在と相容れず、憲法の字句とも明らかに矛盾し、憲法精神の是認するところではない」。憲法下に樹立された連邦政府は、州ではなく人民を代表するものであり、いかなる州といえども脱退の権利を有してはいない。「各州が随意に連邦から脱退しうると主張することは、合衆国は国家にあらざと主張するに等しい」と。

こうした大統領布告の根底に流れていたのは、要するに連邦主義者の理論であった。それは遠くはハミルトンの立場を、そして近くはウェブスターの立場を理論的に踏襲するものであり、また後年リンカーンによって継承された立場でもあった。因みに三〇年初頭、ユニオンの性格をめぐる連邦上院の一大討論で、カルフーン派のヘインが無効宣言の理論を公然表明した際、国民共和党のウェブスターはこれを反駁して次のように論じたのであった。連邦憲法と連邦政府は「人民のために創造され、人民によって確立され、人民に対して責任を負う」ものである。連邦政府の政策が合憲であるか否かの最終判定権は州ではなく人民に、つまりその代表たる連邦政府自体に属す、と。この論戦に際してジャクソンは、政敵のウェブスターが力強い弁舌でもって「わが党のヘイン」を圧倒したという報せを耳にしたとき、私は「それを期待していた」と語ったという。また、ジャクソンの立場がリンカーンのそれと相通ずることも、歴史家ホケットの次の言葉に示されている。「リンカーンが一八六一年の連邦脱退論者を連邦に反乱を企てる市民とみなし、かつ彼らの連邦脱退条令を『無効にして効力なき偽りの法』と呼んだとき、彼はジャクソンのたてた先例に従ったまでである。もしジャクソンが無効宣言に軟弱にも屈していたなら、一八六一年に合衆国の保存を不可能にする一連の出来事が続いて起ったことであろう。

まことにジャクソンは、リンカーンの役割を可能にしたといえよう。<sup>⑧</sup>」

「サウス・カロライナ人民への布告」が発表されると、当時の政党状況には一大変化が生じた。ウェブスターやアダムズを初めとする国民共和党の指導者たちが急遽ジャクソン陣営へと方向転換し、大統領の「もっとも熱烈なる支持者」と化した。そして州権論対連邦主義という政党間の標識もこの時点において突如曖昧化し、政界が再編成されてジャクソン・ウェブスター党が出現するかに見えた。だがジャクソンの布告にしろ、こうした事態にしろ、これらは——すでに見てきたところから明らかかなように——決して偶発的な成行きではなかったといえる。関税問題に対して最終的に示された連邦主義の固守は、ジャクソン期民主党政権の体質にもともと根差していたのである。またこの時期以後のカルフーン派の脱党も、単にそれが表面化しただけのことに過ぎず、民主党内のカルフーン派とヴァン・ビューレン派とは、その支持層の面からいって、当初より決して共存可能なものではなかったのである。一八四〇年代以降に至って同党の主導権は南部人の側が掌握することになるが、これと符節を合わせて今度はヴァン・ビューレンの方が自由土地党（共和党形成期の中核をなす党）の指導者へと転身し、前大統領が自党に反旗をひるがえすという、アメリカ政治史上類例のない事態が生じることもなるが、南北戦争前夜のこうした好一对の脱党現象も実は民主党の結成時にすでに予定されていたと言わねばならない。

### 3 合衆国銀行の倒壊と自由銀行法の制定

南部の挑戦によって関税問題が前面に押し出された結果、実業利益相互の対立も一時背景へと退くことになったが、これはあくまで銀行問題を抜きにしての話であった。争点が改めてこの局面へと引き戻されたとき、大統領とウェブスターの間には再び従来通りの溝が横たわった。

圧倒的な支持を受けて再選されたジャクソンは、できるだけ速かに、合衆国銀行の命脈を断とうと決意していたが、三年一〇月、政府預金の引上げという手段でもって、これを実行に移した。すでに拒否教書の段階で銀行の将来は運命づけられていたにもかかわらず、このような強行措置がとられるのは異例の事態であったと言える。しかも新たに政府預

金の保管所に指定されたのは民主党系の州法銀行であり、これらは「お気に入り銀行」と称された<sup>④</sup>。こうした大統領の横暴を、銀行総裁ビドルが傍観していたわけではない。彼は、すでにおこなった貸付は極力回収し、新たな貸付はできるだけ拒否するという、信用収縮政策に乗り出していた。これは、政府預金の移管に備えて銀行側のとるべき当然の措置ではあったが、実はそれ以上の意図も含まれていた。つまり、過度の信用収縮政策をとることによって経済界に苦痛と不便を与え、それを機に再特許の気運を蒸し返そうという魂胆である。事実、人工的な不況が生じて、物価の下落と企業の倒産・失業が各地で続出した。だが、こうした焦土戦術によっても、ビドルの巻き返しは結局成功しなかった。というより、むしろ不況の責が彼自身にはね返り、世論の支持を大きく失う羽目になった。三四年春、ついにビドルは信用収縮政策を中断し、銀行闘争はジャクソンの勝利をもって幕を閉じた。

三六年の特許満了とともに、連邦次元の巨大な特権体もついに合衆国から姿を消した。ところで、州次元での特権や独占の方はその後一体どうなったのか。実は、ニューヨーク州が「自由銀行法」なる法律を制定して、州における銀行企業民主化の方針を鮮明な形で打ち出したのは、その二年後のことであった。この法律はその後ほとんどの州で採用されることになるが、これによって、誰でも——州の要求する資格要件を充足しさえすれば——自由に銀行企業を手がけることが可能となり、特定の党派による独占体制も終止符を打たれた。こうした法律を提案し、その立法化に尽力したのが合衆国銀行の打倒を声高に叫んでいた連中ではなく、反メーソン党員の側であった<sup>⑤</sup>。ここで繰返し指摘する必要もないであろう。

合衆国銀行の倒壊を目撃して、反メーソン党のある指導者は機敏にも次のような観察を下していた。「人民は、彼らが金権的独占体を打倒しようということを学んだ。この教訓を、彼らが直ちに忘却してしまうことはないであろう。わが州はこうした独占の積りゆく重圧の下で、文字通り呻吟している」のだから、と。つまり「連邦の独占体」が消滅した結果、特権と独占に対する攻撃の矛先は今や倍化された形をとって、民主党員の州行政へとはね返ってきたわけである。そして

「自由銀行法」とは、他でもない、<sup>②</sup>「ジャクソンとヴァン・ビューレンの支持者どもによって培われ後援されてきた銀行独占体の不健全さと悪徳」にとどめを刺すものであった。<sup>③</sup> ジャクソン時代もやがて幕を閉じようとする時点で、民主党員たちは、かつて彼らが連邦次元で縦横に駆使した論理を不承不承政敵から飲まされたわけである。

- ② Wellington, *op. cit.*, p. 36, p. 40.
- ③ Tausig, *op. cit.*, pp. 109-110.
- ④ Schlesinger, *op. cit.*, p. 90.
- ⑤ Van Dusen, *The Jacksonian Era* (1959), pp. 72-74.
- ⑥ Claude M. Fness, *Daniel Webster* (1930), vol. I, p. 371, p. 380, p. 382 ; Richard N. Current, *Daniel Webster and the Rise of National Conservatism* (1955), p. 61.
- ⑦ Claude G. Bowers, *The Party Battles of the Jackson Period* (1922), p. 99.
- ⑧ Homer Carey Hockett, *The Constitutional History of the United States 1826-1876* (1939), vol. II, p. 89.
- ⑨ Hammond, *op. cit.*, p. 419.
- ⑩ Van Dusen, *William Henry Seward* (1967), p. 45.
- ⑪ Lee Benson, *op. cit.*, p. 94, p. 98.

## 六　　む　　す　　び

さて、以上論じた事柄をもう一度概括的にふり返っておこう。

この小論の取り扱ったジャクソン時代とは、いわゆる「感情融和の時代」と南北戦争前夜（一八四〇年代以降）とを橋渡しする位置を占めており、南北両地域が背反的な経済体制を確立していく準備段階をなしていたと言える。つまり、北部では産業資本主義の成立期にあたっており、新・旧資本家の抗争と主導権の交替が進展途上にあった。また、南部ではプランター層によって奴隷制経済が拡充される過程にあった。そしてこれら両地域の間では、関税設定をめぐる対立感情がようやく顕著な形をとり始めた時代である。こうした地域利害の進展期にあたって、ジャクソン施政を方向づけたのは他ならぬ北部新興階層の代弁者たちであったが、彼らの標榜した州権論は特殊な構造を備えていたと言える。

まず第一にそれは、南部人の主眼とする自由貿易の主張は毛頭含んでおらず、専ら政府と旧資本家層との結託を断ち切

ろうとするだけの、いわば片面的な要請でしかなかった。派閥の統合過程で、巧妙にもヴァン・ビューレンは抽象的なドグマの次元で南部人との間に政治協定を取り付け、こうすることによって、彼の州権論の二元的性格と南北両勢力の経済的対立点を隠蔽してしまったが、その直後成立した「唾棄すべき関税」は——通説とは逆に、またヴァン・ビューレン自身の弁解めいた口振りとも裏腹に——実は、彼の周到な画策によるものであった。そしてジャクソン第一期を通じて、税率引き下げの努力が払われることはなかった。これに対してカルフーン派は、直ちに無効宣言を発するという態度は一応さし控えて、南部・西部同盟という地道な拮抗路線の展開に尽力したが、この突き上げも三二年の大統領選挙を前にあつけなく破綻をきたし、積年の不満はついに無効宣言条令の形をとって大々的に噴出することとなった。これに対して大統領は断固たる連邦主義姿勢でもって事態に臨んだが、こと関税に関する限り、この措置は逸脱でも何でもなかったわけ、むしろ政権発足時以来の方針を改めて堅持したまでのことであつた。ジャクソン時代の南部プランター層は、彼らが南北戦争において真正面から激突することになる北部新興階層と変則的に同居していたわけで、州権論派の政党が政権を担当していたにもかかわらず、何ら優遇されることはなかったのである。

国民共和党（資本家旧勢力）に向けられた州権論・自由放任の主張自体、二元的な性格を帯びていた。メイスウィル道路や合衆国銀行に反対を唱えた最大の立役者が、とりも直さずエリー運河や安全基金制度の推進者でもあつた、という点にも端的に示されているように、与党主流派の政治家たちが官民提携やそれにまつわる特権・独占を峻拒排撃した場合、その民主的な要請は固有に連邦次元での呼びかけにしか過ぎず、州次元ではむしろ彼ら自身のほうが独占体の権化と化していたのである。この事情を裏から証明するものに反メーソン党の運動がある。この政党はジャクソン施政の開始期に誕生し、それも北部民主党勢力の旺盛を極めた州に限って、ことさら急速な抬頭を示したわけだが、この党の指導者たちは恰もヴァン・ビューレンがビドルに向けたのと同じ要求を、当のヴァン・ビューレン自身に対して迫っていたのである。

role played by the revolutionaries of the Society for China's Revival and the Restoration Society was as important as that of *Sun Yat-sen* 孫文 and *Hsing-chung-fui* 興中會.

In this article, we will analyze comprehensively the making of these societies from the viewpoint of the institutional history and try to explain the differences between the constitutions of these two societies.

In 1903, under the tense situation of the Far East accelerated by the military rivalry between Japan and Russia, the movement of the Student Volunteer Corps to fight Russia (*Chü-O I-yung-tui*) 拒俄義勇隊 arising from the critical problem how to confront the invasive Russia has brought about the change of its name to the Society for Education of a Militant People (*Chün-kuo-min Chiao-yü-hui*) 軍國民教育會, the reformation of its organization and the tendency toward the secret society and finally the system of revolutionary uprising under the leadership of the Society for China's Revival for the defeat of the Ching dynasty which was supposed to be westernized.

This process has also shown the acute declaration of intention of the Chinese revolutionaries against the Russo-Japanese War. On the one hand, they have confronted the invasive Russia, on the other hand, they have discovered the revolutionary Russia and have accepted the strategic thoughts of the Narodniki Movement. They have, consequently, composed the Assassination Corps (*An-sha-t'uan*) 暗殺團 as a subordinate organization of the Society for Education of a Militant People. But the Society for China's Revival has rejected the trend of the Narodniki Movement and at last the Restoration Society has started on the basis of the Assassination Corps.

## The Policies of the Jacksonians

by

T. Shimizu

In the history of the United States, what we call "the Age of Jackson" stands in a unique position to link the two sharply contrasting periods: "the Era of Good Feeling" under the Monroe's presidency and the two decades preceding the Civil War.

During this age three big sections—the North, the South and the

West—launched into their respective social and economic developments, which led to the various and heated controversies on the banks, tariff and public lands. On the other hand this age witnessed the collapse of the old regime and the rise of the two-party system under the influence of the sectionalism.

In this article we tried to explain the intrinsic features of the early Democratic Party by investigating how the Jacksonians confronted the imminent problems and what inconsistencies in the principle and the policy they were compelled to commit.

## A Study on the Medieval Manor Settlements in the Southern Part of Kinki District

by

Y. Mizuta

This is the report of the investigation on the cultivations and the forms of the manor settlements in the middle ages through field-survey. These manors chosen as examples, *Hinenomura* 日根野村 in *Izumi* 和泉 (1316), *Inouehonjo* 井上本庄 in *Kii* 紀伊 (1393) and *Kasedanoshō* 榊田庄 in *Kii* 紀伊 (1183) were located on the plateau in the southern part of Kinki district.

Considering the system of the irrigation which was drawn in the old map, we will know such a fact that the cultivated lands on the plateau were irrigated not only by the pond but also by the conduit that was led from the river to the river terrace. These manors, however, hadn't complete equipments to get water, so there remained many waste lands without being improved into the arable lands in the middle ages.

The manor villages as these, therefore, which lived upon the agriculture, were small in scale and few in number. And we can find the original pattern of the modern village in the *Bakuhun-Regime* 幕藩体制 in them except *Kasedanoshō*.